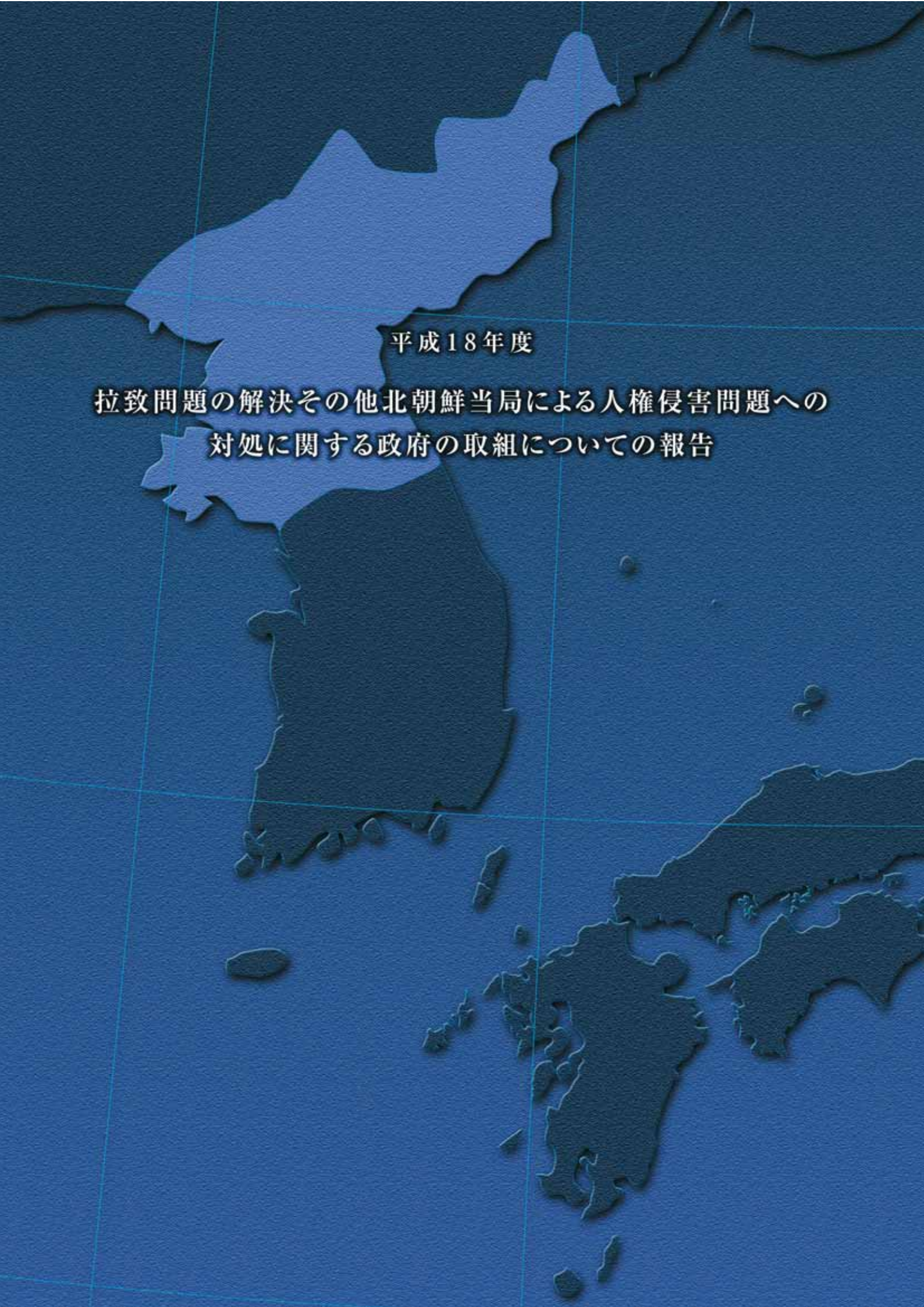




平成18年度

拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への
対処に関する政府の取組についての報告

この文書は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律第96号）第5条の規定に基づき、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組について報告するものである。

1 総論

政府は、北朝鮮による人権侵害問題に大きな関心を有し、この問題に取り組んできている。特に、拉致問題は、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害であることから、政府は、その解決を最優先課題と位置づけ、国内の体制を整えつつ、北朝鮮に対し直接働きかけを行うとともに、国際会議等の場や二国間の会談・協議などのあらゆる機会をとらえ、問題の解決に向け、最大限の努力を行ってきている。その結果、拉致問題に対する国内及び国際社会の理解は、かつてないほどの広がりを見せ、また深まりつつある。

しかしながら、平成19年3月31日現在、政府が認定している北朝鮮による日本人拉致被害者17名のうち、帰国した方は5名にすぎない。北朝鮮は、残りの12名については、「8名死亡、4名は入境せず」と説明し、「拉致問題は解決済み」として、問題の解決に向け何ら誠意ある対応を示していない。このような状況は極めて遺憾であり、政府としては、今後とも強い意志を持って、北朝鮮側への働きかけを継続し、拉致問題の解決、すなわち、すべての被害者の安全確保と即時帰国、真相の究明、及び拉

致被疑者の引渡し等に向け、粘り強く取り組んでいく。

平成18年6月23日に施行された拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「法」という。）は、その第5条において、「政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない」と規定している。本報告は、同規定に基づき、北朝鮮による人権侵害問題に対する政府の取組を取りまとめたものであり、本報告の記述の対象は、原則として平成18年4月1日から平成19年3月31日までに起こった関連の事象とした。

以下では、まず、政府にとっての最優先課題である拉致問題に関し、国内における取組、北朝鮮との協議、六者会合や国連等の国際場裏における取組、及び各国との連携につき俯瞰する。次いで、脱北者問題に対する政府の取組を説明し、最後にその他の北朝鮮による人権侵害問題の現状につき概観することとする。

2 拉致問題

1. 国内における取組

(1) 北朝鮮に対する措置の実施

平成18年7月5日の北朝鮮による弾道ミサイルの発射を受け、政府は、北朝鮮の貨客船である万景峰92号の入港を禁止し、北朝鮮からの入国審査を厳格化する等の一連の措置を発表した。また、10月9日に北朝鮮が核実験の実施を発表した際には、すべての北朝鮮籍船の入港を禁止し、北朝鮮からのすべ

ての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。これらの措置は、北朝鮮が拉致問題に対して何ら誠意ある対応を見せていないことを含めた諸般の情勢を総合的に勘案して決定されたものである。

(2) 拉致問題対策本部の設置

平成18年9月26日に発足した安倍内閣は、北朝鮮による日本人拉致問題の解決を最重要課題として掲げ、拉致問題担当大臣を置いて、塩崎内閣官房長官をこれに充てるとともに、同月29日には、拉致問題に関する総合的な対策を推進することを目的として、内閣総理大臣を本部長、官房長官兼拉致問題担当大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする「拉致問題対策本部」を設置した。10月16日に開かれた同本部の第1回会合では、「拉致問題における今後の対応方針」が決定された。「対応方針」では、北朝鮮が我が国の決意を厳粛に受け止め、拉致問題を解決するための決断を早急に下すように強く求めている。

また、拉致問題対策本部の下には関係省庁対策会議が置かれた。同対策会議においては、「今後の対応方針」に基づく各省庁の具体的な施策や今後の取組についての協議が行われ、北朝鮮に対する措置の執行と捜査努力の継続に加え、情報収

集・分析、国際協調、広報活動について重点的に取り組んでいくことが確認されるとともに、「情報分科会」、「法執行分科会」、「広報分科会」の3つの分科会が設置された。



拉致問題対策本部第1回会合（平成18年10月16日）

「拉致問題における今後の対応方針」要旨

1. 北朝鮮側に対し、すべての拉致被害者の安全を確保し、直ちに帰国させるよう引き続き強く求めていく。また、拉致に関する真相の究明、拉致実行犯の引渡しについても引き続き強く求めていく。
2. 現在、政府としては、北朝鮮に対して、人道支援の凍結措置、万景峰92号の入港禁止を含む諸措置、北朝鮮のミサイル等に関連する資金の移転防止等の措置、すべての北朝鮮籍船の入港禁止やすべての品目の輸入禁止を含む諸措置等を講じているが、今後の北朝鮮側の対応等を考慮しつつ、さらなる対応措置について検討する。
3. 現行法制度の下での厳格な法執行を引き続き実施していく。
4. 拉致問題対策本部を中心に拉致問題に関する情報を集約・分析し、問題解決に向けた措置の検討を迅速に推し進めていくとともに、拉致問題に関する国民世論の啓発を一層強化する。
5. 「特定失踪者」にかかる事案を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査等を引き続き全力で推進していく。また、捜査・調査の結果、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対してしかるべく取り上げていく。
6. 国連をはじめとする多国間の場合、また、関係各国との緊密な連携を通じて、拉致問題の解決に向けた国際的な協調をさらに強化していく。

(3) 広報

拉致問題への取組にあたっては、広範な国民世論の支持と理解が不可欠である。また、拉致問題は我が国のみならず国際的な広がりを持つ問題であり、その解決には国際的な連携の強化が必要である。そこで、政府としては、国内外の世論を一層喚起することを目的として、日本語及び複数の外国語でパンフレット、小冊子、DVD等を作成している。

平成18年7月、外務省は、6ヶ国語（日・英・中・韓・仏・西）で拉致問題に関するパンフレットを作成した（外務省HP掲載中。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/rachi.html>）。このパンフレットは、拉致問題の背景、この問題をめぐる日朝間のやりとり、政府による調査・捜査の状況、国際社会の認識と政府の基本的立場及び政府が認定した拉致事案の概要を紹介している。拉致問題対策本部は、平成19年3月、パンフレットより携帯性に優れた資料として、9ヶ国語（日・英・中・

韓・露・仏・西・伊・独）で小冊子を作成した（首相官邸ホームページ掲載中。<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/rati/book.html>）。また、拉致問題対策本部は、同月、拉致問題啓発DVDも作成した。このDVDは、拉致問題の概要を説明するとともに、北朝鮮の対応がいかに不誠実であるかを明示しつつ、拉致問題解決の重要性を国内外に訴えかける内容となっており、日本語版と8ヶ国語版（英・中・韓・露・仏・西・伊・独）が収録されている（政府インターネットテレビ掲載中。日本語版本編<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1063.html>、日本語版ダイジェスト<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1051.html>、外国語版http://www.kantei.go.jp/foreign/video-e/abduction_e.html）。

これらは、政府職員の外国訪問や諸外国要人の来日時に活用されるとともに、政府や在外公館のホームページに掲載され、また、国内外の講演・集会等の機会にも利用されている。また、平成19年3月には、拉致問題啓発テレビスポットの放映も行われた（政府インターネットテレビ掲載中。<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg1034.html>）。

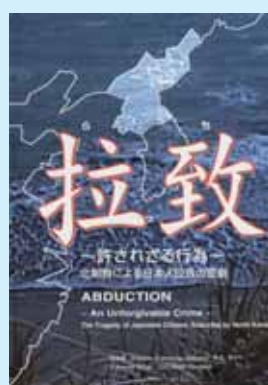
さらに、国際的な連携を強化するための方策の一環として、米国人監督、クリス・シェリダン氏及びパティ・キム氏が製作した拉致被害者横田めぐみさんのドキュメンタリー映画「めぐみ」のワシントンDC、ニューヨーク、ダボス、パリ、ジュネーブ等における上映にも日本政府として協力している。



パンフレット



拉致問題啓発小冊子



拉致問題啓発DVD

(4) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間の実施

法第4条では、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を設けるとともに、国及び地方公共団体が、同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることを規定している。

平成18年12月、政府は、同規定に基づく初めての「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあたり、テレビ・ラジオ・新聞等の各種媒体を活用した広報や、北朝鮮による拉致被害者家族連絡

会（以下「家族会」という。）の横田代表ご夫妻を招いての講演会等を実施するとともに、民間団体等が主催する国際会議への支援を行った。主要行事の概要は次頁のとおりである。また、各地方公共団体においても、拉致問題に関する写真・パネル展の実施、署名活動への支援、各種媒体を活用した広報等が行われた。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間に行われた主要行事

○横田めぐみさん写真展

(主催:法務省人権擁護局、文部科学省、(財)人権教育啓発推進センター。12月11日～28日)

横田めぐみさんの家族写真を支援団体「あさがおの会」が作成したパネルで展示し、政府が作成した広報資料も併せて紹介。

○「拉致被害者、特定失踪者、救出活動」写真・パネル展

(主催:東京都、家族会、北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会(以下「救う会」という。)、特定失踪者問題調査会、東京都拉致議連。12月12日～18日)

拉致被害者、「特定失踪者」の家族の思い出や救出運動等の関連写真・パネルを展示。拉致問題関連の展示会としてはこれまでで最大規模。展示会には拉致被害者のご家族のほか、石原慎太郎東京都知事も来場。

○国際会議「北朝鮮による国際的拉致の実態と解決策」

(主催:家族会、救う会、拉致議連。12月13日)

タイ、韓国、米国より、拉致被害者のご家族、拉致問題対策の支援者、国会議員等を招聘。日本政府からは齋賀富美子人権担当大使等が出席。北朝鮮による拉致は国際的に広がる問題であるとの事実とともに、日本は国家テロである拉致を絶対に許さず、被害者全員を必ず取り戻すとのメッセージを内外に発信することを目的に、家族会、救う会、拉致議連の主催による国際会議を開催。

○講演会「拉致問題を考える国民の集い」

(主催:拉致問題対策本部、法務省人権擁護局。12月14日)

国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、初の政

府主催講演会「拉致問題を考える国民の集い」を、拉致問題対策本部、法務省人権擁護局の共催により開催し、横田めぐみさん写真展を同時開催。

講演に先立ち、安倍内閣総理大臣・拉致問題対策本部長より、「拉致問題は決して譲れない最重要課題であり、すべての拉致被害者の救出が使命である」と挨拶。その後、横田ご夫妻が、講演で、「世論の関心の持続が最大の力になる」と、参加者に対し拉致問題への理解を呼び掛け。

「国民の集い」には、海外からの招聘者、拉致被害者のご家族、「特定失踪者」のご家族のほか、拉致問題対策の支援者、国会議員、政府関係者及び一般の方等の約850名が参加。

○ムンタボン北朝鮮人権状況特別報告者との面談

来日中のウィティット・ムンタボン国連北朝鮮人権状況特別報告者、塩崎恭久内閣官房長官兼拉致問題担当大臣、麻生太郎外務大臣、中山恭子内閣総理大臣補佐官、自民党拉致問題対策特命委員会、拉致被害者のご家族とがそれぞれ面談。



「拉致問題を考える国民の集い」
(平成18年12月14日)

(5)拉致被害者の追加認定

我が国警察は、平成14年9月17日の日朝首脳会談以降も、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案につき引き続き所要の捜査・調査を進めてきた。こうした捜査・調査の結果、昭和52年10月鳥取県において女性が失踪した事案(被害者:松本京子さん)に関し、北朝鮮による日本人拉致容疑事案と判断するに足る新たな証拠等が得られたことなどから、内閣総理大臣は法令に基づき、平成18年11月20日に松本京子さんを拉致被害者として認定した。これにより、内閣総理大臣が認定した北朝鮮による日本人拉致事案は、12件17名となった。なお、平成19年4月12日には、警察庁が、昭和48年12月頃以降、高敬美・

高剛姉弟が所在不明となっていた事案を、北朝鮮による拉致容疑事案と判断した。政府としては、今後も引き続き、所要の捜査・調査を進めていき、新たに拉致と認定される事案があれば、北朝鮮側に対ししかるべく取り上げていく考えである。



松本京子さん



帰国

帰国

帰国

帰国



帰国

これまでに日本政府が認定した拉致被害者(上段左から久米裕さん、横田めぐみさん、田中実さん、田口八重子さん、地村保志さん、地村富貴恵さん、蓮池薫さん、蓮池祐木子さん、下段左から市川修一さん、増元のみ子さん、曾我ひとみさん、曾我ミヨシさん、石岡亨さん、松木薫さん、原教晃さん、有本恵子さん)

(6)拉致容疑事案の実行犯等の特定

我が国警察は、平成18年11月2日、曾我ミヨシさん・ひとみさん母娘の拉致容疑事案の実行犯として北朝鮮工作員・通称キム・ミョンスクを、平成19年2月22日、アベック（蓮池薫・祐木子さんご夫妻）拉致容疑事案の被疑者として朝鮮労働党対外情報調査部対日課指導員（当時）・自称韓明一こと通称ハン・クムニョン及び通称キム・ナムジンをそれぞれ特定し、逮捕状の発付を得て国際手配した。これを受けて、外務省は北朝鮮側に身柄の引渡しを要求した。なお、平成19年4月26日、高敬美・高剛姉弟拉致容疑事案の被疑者として洪寿恵こと木下陽子についても、逮捕状の発付を得て国際手配を行った。また、平成19年6月13日、石岡亨さん、松本薫さんの拉致容疑事案の被害者として、「よど号」犯人の妻・森順子及び若林（黒田）佐喜

子を特定し、逮捕状の発付を得た。

北朝鮮による日本人拉致容疑事案については、これまでも、平成14年8月以降、原敕晃さん拉致（辛光洙事件）及び地村保志・富貴恵さんご夫妻拉致の実行犯である北朝鮮工作員・辛光洙、有本恵子さん拉致の実行犯である「よど号」ハイジャック事件犯人・魚本（旧姓・安部）公博、宇出津事件の主犯格である北朝鮮工作員・金世鎬、蓮池ご夫妻拉致の実行犯として北朝鮮工作員・自称小住健蔵こと通称チェ・スン Chol に対し逮捕状が発付されており、我が国警察は国際手配を行った。これを受け、外務省は北朝鮮に対し身柄の引渡しを要求している。また、原敕晃さん拉致の共犯者である金吉旭についても逮捕状が発付されており、国際手配を行うなどの所要の措置を講じている。

2. 北朝鮮との協議

平成19年2月の六者会合で設置が決まった「日朝国交正常化のための作業部会」の第1回会合が、平成19年3月7日及び8日、ハノイにおいて開催された。これは、平成18年2月の第1回日朝包括並行協議以来、13ヶ月ぶりの本格的な日朝協議であった。日本側代表は原口幸市日朝国交正常化交渉担当大使（当時）が務め、北朝鮮側代表は宋日昊外務省朝日会談担当大使であった。

初日の会合の冒頭、日本側は「日朝平壤宣言に則り、拉致、核、ミサイル等の懸案事項を包括的に解決し、不幸な過去を清算することを基礎として国交正常化を実現するという基本的方針の下、積極的に作業部会に取り組む用意がある」との基本的立場を表明した。その上で、事前に合意されていた議題に従って拉致問題を取り上げ、日本側の立場を詳細に説明し、①すべての拉致

被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、②真相の究明、③拉致被疑者の引渡し等を北朝鮮側に要求した。しかしながら、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済みである」など従来の立場を繰り返すのみならず、日本の北朝鮮に対する経済制裁の解除等を求めた。また、北朝鮮側は、初日の協議途中で一方的に退席するなど、拉致問題の解決に向けた誠意ある対応を示さなかった。

翌日も短時間の協議が行われたが、結局、この会合では、拉致問題についても「不幸な過去の清算」の問題についても、日朝間の立場が依然として大きく離れていることが明らかとなり、残念ながら具体的成果は得られなかった。一方で、13ヶ月ぶりに日朝間で直接協議を行ったことにより、日本の基本的立場に何ら変更がないことは、北朝鮮側に明確に伝わったと思われる。

3. 国際場裏における取組

(1)六者会合

北朝鮮の核問題を中核的な議題とする六者会合は、平成17年9月の第4回会合において、六者会合が実現すべき目標として、北朝鮮によるすべての核兵器及び既存の核計画の放棄等と並んで、日朝国交正常化や米朝国交正常化の実現等を掲げた共同声明を採択した。しかし、その後、北朝鮮が、マカオ所在の金融機関であるバンコ・デルタ・アジアの北朝鮮関連口座が凍結された問題を理由に、六者会合における議論に応じなかったことから、六者会合は平成17年11月に短期間開催された後、13ヶ月間にわたり開催されない状態が続いた。

その後、平成19年1月の米朝協議等を経て開催された2月の第5回六者会合第3セッションにおいて、「共同声明の実施のための初期段階の措置」という成果文書が採択された。この文書においては、60日以内に北朝鮮が寧辺の核施設を活動停止・封印すること等と並んで、日本及び北朝鮮が、「平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとるため、二者間の協議を開始する」ことも明記された。ここにいう「懸案事項」に拉致問題が含まれることは言うまでもない。また、この文書においては、「朝鮮半島非核化作業部会」、「日朝国交正常化のための作業部会」など5つの作業部会の設置も決められた。このように、日朝国交正常化が改めて六者会合の枠組みに明確に位置づけられ、日朝協議を行うための枠組みが設けられたことは、拉致問題の解決という観点からも、大きな意味を持

つと言える。なお、第5回六者会合第3セッションにおいては、北朝鮮に対するエネルギー供与等も合意されたが、日本側としては、拉致問題を含む日朝関係の現状を踏まえ、エネルギー供与には参加しないこととし、各国の理解を得た。（今後、拉致問題を含む日朝関係に進展があれば、日本政府としても、エネルギー供与に参加する方針である。）

平成19年3月に行われた第6回六者会合第1セッションにおいては、5つの作業部会の進捗状況の報告が行われた。日本側からは、第1回「日朝国交正常化のための作業部会」の結果について報告を行った。これに対し、米国等から、「協議の途中で退席するというのは誠意ある姿勢ではない。今後北朝鮮が協議から退席するといった態度をとらないことを強く求める。日朝作業部会で成果を得るためには、北朝鮮がしっかりと準備すべきである。」等の立場が示された。また、議長国・中国等からも、「日朝国交正常化のための作業部会」の前進を期待する旨の発言があった。このように、日本側の立場に対しては、各国から大変心強い後押しが寄せられている。



第5回六者会合第3セッション（平成19年2月8日～13日）

(2) 国連

政府としては、拉致問題の解決のためには、北朝鮮側に強く働きかけるだけでなく、各国からの理解と支持を得ることが不可欠との認識の下、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得てきている。

国連においては、まず、平成18年10月の北朝鮮による核実験実施発表を受け、安全保障理事会において決議第1718号が全会一致で採択されたが、日本の強い主張により、同決議前文に、北朝鮮が国際社会の「人道上の懸念」に応えることが重要である旨の言及が盛り込まれた。ここにいう「人道上の懸念」に、拉致問題が含まれていることは言うまでもない。

第二に、日本は昨年、一昨年に引き続き、拉致問題への言及も含む「北朝鮮の人権状況」決議を欧州連合（EU）とともに提出し、採択に向けた働きかけを積極的に行った。その結果、平成18年11月には国連総会第三委員会、翌12月には同総会本会議において、同決議は前年よりも多数の賛成票（本会議において99ヶ国。昨年は88ヶ国）を得て採択された。採択された決議は、拉致問題を国際的懸念事項及び他の主権諸国家の国民の人権を侵害するものであるとともに、事務総長に対し、北朝鮮の人権状況に関する包括的な報告書を提出することを要請するなど、前年に採択された決議よりも一層強化された内容となっている。

第三に、平成18年3月に創設された国連人権理事会においても、日本は拉致問題を積極的に取り上げている。同年6月の第1回会合では、山中^{あさこ}燐子外務大臣政務官（当時）が、拉致問題解決を含む北朝鮮の人権状況の改善への国際的連携の強化を訴えた。同年9月に行われた第2回会合には齋賀人権担当大使が出席し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況に関して発言するとともに、ムンタボーン北朝鮮人権状況特別報告者との対話に積極的に参加した。同年11月から12月にかけて行われた第3回会合では、組織面・手続面の事項が議論の中心となったが、平成19年3月に行われた第4回会合

では、多岐にわたる活動を行った。まず、浜田昌良外務大臣政務官が、拉致問題の解決のための国際的な連携強化等を訴えた。また、同地で行われていた人権国際映画祭において、横田めぐみさんのドキュメンタリー映画「めぐみ」を上映するとともに、拉致問題写真展も開催した。

第四に、失踪者に関する情報を収集し、家族による所在確認を支援することを目的とする強制的失踪作業部会においても、日本は、近年、会合ごとに拉致問題をめぐる最新状況を報告し、作業部会に対し、安否不明の拉致被害者の所在確認に向けた協力を訴えかけている。平成19年3月に行われた直近の会合においても、日本の藤崎一郎駐ジュネーブ代表部大使から、第1回日朝作業部会において北朝鮮が拉致問題解決に向け何ら誠意ある対応を示さなかったことを報告するとともに、未だ安否が確認されていない被害者の所在が早期に確認されるよう、強く訴えかけた。



人権理事会第1回会合でスピーチを行う山中^{あさこ}外務大臣政務官（当時）（平成18年6月19日）



人権理事会第4回会合でスピーチを行う浜田^{あさこ}外務大臣政務官（平成19年3月12日）

(3) 多国間の枠組み

また、我が国は、国際機関だけでなく、G8、アジア欧州会合（ASEM）、東アジア首脳会議（EAS）等の多国間の枠組みにおいても、拉致問題の解決に向けた我が国の立場への支持と協力を強く働きかけてきており、その結果は、多くの会合の成果文書に反映されている。例えば、平成18年7月のG8サントペテルブルク・サミットでは、議長総括において、「我々は北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を含め、国際社会の他の安全保障及び人道上の懸念に対応するよう求める」との強いメッセージが盛り込まれた。同年9月にヘルシンキで行われたASEM第6回首脳会合の議長声明には、「首脳は、人道上の懸念に対処することの重要性を強調した」との文言が含まれることとなった。同年12月にフィリピン・セブで行われた第2回EASの議長声明は、北朝鮮に対し、拉致問題を含む「国際社会の安全保障及び人道上の懸念」に積極的に

対処することを求めている。さらに、平成19年1月に同じくセブで行われた日中韓首脳会議の共同プレス声明では、北朝鮮に関するパラグラフに「三国の首脳は、国際社会の人道上の懸念に係る問題への対処の重要性を強調した」との文言が入ったが、このような形で拉致問題を意味する言及が三ヶ国首脳会議の成果文書に盛り込まれたのは初めてのことであった。

平成19年6月に行われたG8ハイリゲンダム・サミットでは、安倍総理が北朝鮮問題に関する議論をリードし、拉致問題は国際的広がりのある人道問題であり、G8として連携して強い対応をとる必要がある旨を訴えた。その結果、参加国首脳の支持を得て、議長総括で、拉致問題の早期解決を求める力強いメッセージが発出された。

4. 各国との連携

上記のような多国間の枠組みにおける働きかけと並行して、政府は、諸外国との首脳会談、外相会談等様々な機会を通じて、拉致問題に関する日本の立場を説明し、それに対する支持と協力を得てきている。主要なものを取り上げると以下のとおりである。

○米国

平成18年4月以降に行われた4回の首脳会談（平成18年6月・11月・平成19年4月・6月）及び6回の外相会談（平成18年5月・6月・7月・10月・11月・平成19年4月）並びに平成19年2月にチェイニー副大統領が訪日した際の安倍総理等との会談のすべてにおいて、米国側より、拉致問題に関する日本の立場に対する深い理解と全面的な協力の姿勢が示されている。特に、平成19年4月の首脳会談では、ブッシュ大統領から、拉致問題に関し日本国政府に対する変わらぬ支持を確約したい、テロ支援国家指定解除の問題については拉致問題も考慮に入れる旨の発言があり、日米で事態の進展のために連携していくことで一致した。

また、これに先立つ平成18年4月には、横田早紀江さんをはじめとする拉致被害者のご家族等が訪米した際に、ブッシュ大統領との面会が実現した。同面会において、横田さんから、拉致被害の深刻さと解決の重要性を訴えた結果、大統領からは、日本の立場に対する更なる理解と支持の表明があった。



拉致被害者御家族とブッシュ大統領との面談
（平成18年4月28日）



日米首脳会談直後の共同記者会見（平成19年4月27日）

○韓国

これまでの首脳会談、外相会談において、韓国側からは、日本政府の立場に対する理解が表明されてきたが、平成19年3月の外相会談においては、韓国の宋旻淳^{ソン・ミンソン}外交通商部長官から、韓国政府も様々な機会に北朝鮮に対し、拉致問題等の懸案解決に向け、「真摯に対応するよう働きかけている」旨の発言があった。



日韓外相会談（平成19年3月31日）

○中国

これまでの首脳会談、外相会談においては、日本側からの働きかけに対し、中国側からは、日本側の関心の大きさに対する理解が示されてきたが、平成19年4月に温家宝^{おん・かほう}国务院総理が訪日した際の首脳会談において、温総理より、日本国民の拉致問題に関する人道主義的関心への理解と同情を示し、必要な協力を提起する旨の発言があった。また、共同プレス発表には、拉致問題に関し、「中国側は、日本国民の人道主義的関心に対して理解と同情を示し、この問題の早期解決を希望するとともに、日朝関係が進展することへの期待を表明し、このため必要な協力を提供したい旨表明した」との文言が入った。



日中首脳会談（平成19年4月11日）

○CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）

CLV3ヶ国は伝統的に北朝鮮との間で親密な関係を有しているが、平成19年1月にフィリピン・セブで行われた日CLV外相会談において、浅野勝人外務副大臣からCLV3ヶ国の外相に対し、拉致問題に関する日本の立場への支持と協力を強く働きかけた結果、3ヶ国の外相は、北朝鮮の拉致をそろって非難し、この問題に対するCLVとしての日本への支持の姿勢を明確に表明した。



日CLV外相会談（平成19年1月12日）

○EU

日本政府とEUとは、平成15年から平成17年までは国連人権理事会の前身組織である人権委員会において、また、一昨年から国連総会において、「北朝鮮の人権状況」決議の採択を確保すべく緊密に連携してきている。また、平成18年3月には、齋賀人権担当大使が欧州議会の公聴会に出席し、拉致問題に関する我が国の立場への理解と協力を求めた。このような緊密な連携もあり、同年6月、欧州議会本会議において、北朝鮮に対し人権状況の改善を求める「北朝鮮に関する決議」が、圧倒的多数により採択された。同決議の第10パラグラフは、北朝鮮当局に対し、拉致被害者に関する「全ての情報を最終的にかつ完全に提供するとともに、北朝鮮にいまだ拘束されている拉致被害者を速やかに解放すること」を求めている。

○その他

上記以外にも、東欧諸国、中南米諸国等から、拉致問題に関する日本の立場に対し、支持と協力が得られている。

③脱北者問題

北朝鮮を脱出した脱北者は、中国、モンゴル、タイ、ラオス等のアジア諸国に滞在しているとみられ、中国に最も多くの脱北者がいるものと考えられているが、そのほとんどは、滞在国内の取締りや北朝鮮への強制送還等を逃れるために潜伏生活を行っていることから、実数の把握は極めて困難である。米国国務省人権報告書は、「中国に数万人から数十万人の脱北者が存在している」としている。

脱北者が北朝鮮を脱出した後の最終的な定住先としては、韓国、米国、日本などが考えられる。韓国政府は、海外に滞在している脱北者が韓国行きを希望する場合、人道主義と同胞愛の観点から、全員を受け入れるという原則の下、国内法令と難民条約等の国際法に合致する人々を保護し、国内に受け入れ

ており、平成7年から平成18年まで、9,000名以上の脱北者を受け入れている。米国は、平成16年に制定された「北朝鮮人権法」を踏まえ、昨年5月以降、本年2月までに約30名の脱北者を受け入れている。

我が国は、脱北者が日本国籍を有する者である場合には、邦人保護の見地から当該者をしかるべく保護して、その安全を図っている。また、元在日朝鮮人等の場合には、個々の事案に係る事情を具体的に検討した上で判断するとの方針に基づき対処している。政府としてこれまでに関知している範囲では、100名程度の脱北者が我が国に入国している。

平成19年6月には、4名の脱北者が小船にて青森県に漂着するという事案が発生した。

④その他の人権侵害問題

1. 日本人配偶者問題

北朝鮮との関連では、上記の拉致問題や脱北者問題以外にも、様々な人権侵害問題の存在が指摘されている。その中で我が国との関連が特に深い問題が、いわゆる「日本人配偶者問題」である。過去、朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者の方々の安否確認及び故郷訪問は、人道的観点から取り組むべき問題である。

昭和34年から昭和59年まで行われた在日朝鮮人等の帰還事業により、93,340名の在日朝鮮人等が北朝鮮に帰還した。この中には、朝鮮半島出身者である夫等に随伴して北朝鮮に渡航した日本人配偶者1,831名が含まれている。

この1,831名の日本人配偶者に関し、政府としては、従来から、その親族に対するアンケート調査を実施するとともに、親族の要望に応じ、日朝の赤十字間のルートを通じて、北朝鮮側に対し安否調査の要請等を行ってきた。この中には、日本に住む高齢の母親の病児見舞いのための一時帰国に関する要望が、親族から寄せられているケースも含まれている。これに対し、北朝

鮮側からは、若干名の安否についての連絡及び手紙の伝達があったが、親族から安否確認の要請があったすべての配偶者の安否が確認されているわけではない。

また、平成9年8月に北京で行われた日朝国交正常化交渉再開のための予備会談において、日朝双方は、北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問が、本人の意向を尊重して早期に実現されることが必要であるとの認識で一致したことを受けて、政府は、日本赤十字社に対し、本件故郷訪問の準備及び実施を依頼した。これを受け、赤十字ルートを中心に日朝間で調整が行われた結果、平成9年11月(15名)、平成10年1月～2月(12名)及び平成12年9月(16名)の3回にわたって、日本人配偶者の故郷訪問が実現した。しかし、これらの機会に故郷訪問を行った日本人配偶者は43名と総数の3%にも満たない。なお、第4回目の故郷訪問は、日朝国交正常化第12回本会談(平成14年10月29日、30日)の後に行われることとなっていたが、現在に至るまで実施されていない。

2. 北朝鮮内の人権侵害問題

国連、米国等の作成による報告書等の文書は、その他北朝鮮内における広範な人権侵害の存在を指摘するとともに憂慮を示している。例えば、平成18年、国連総会の第三委員会及び本会議において採択された「北朝鮮の人権状況」決議は、外国人の拉致の問題とともに、拷問、公開処刑、恣意的拘禁、適正手続と法の支配の欠如、強制収容所の存在、思想・良心・信教・言論・結社・移動の自由に対する制限、経済的・社会的・文化的権利の侵害、北朝鮮に送還された北朝鮮市民に課される非人道的な取り扱い・制裁、女性の人身売買、強制堕胎、北朝鮮に送還された母親の乳児の殺害等の女性の人権の侵害、障害者の人権の侵害等の問題に対し、「極めて深刻な懸念」を表明している。平成19年2月に発表されたムンタボン北朝鮮人権状況特別報告者による報告は、北朝鮮内にある拘禁施設として、政治犯収容所である「管理所」、長期囚収容所である「教化所」、一般の拘禁施設である「集結所」及び労務施設である「労働鍛錬隊」の存在を指摘している。その他にも主要な懸念として、食糧の権利、難民又は庇護を求める者に関する権利、弱者のグループ(女性、児童、高齢者等)に関する権利等幅広い分野における権利が侵害されていることが指摘されている。

米国国務省が平成19年3月に発表した「各国人権状況報告書」の2006年版は、上記に加え、密告制度、「出身成分」による差別(住民を「核心層」、「動揺層」、「敵対層」に分類し、就職、教育、住居等において差別的な扱いを行う)、洗脳、連座制の存在を指摘するとともに、労働者及び児童の権利が著しく制限されている旨指摘している。前者の具体例としては、北朝鮮の労働者が、チェコ、ポーランド、モンゴル、ロシア、リビア、サウジアラビア、ブルガリア、アンゴラにおいて、当局の監視を受けるなど劣悪な環境の下で働いていることなどが引用されており、後者の具体例としては、児童の栄養状態が極めて劣悪であることが挙げられている。さらに、平成19年4月に米国国務省の民主主義・人権・労働局が発表した報告書「人権と民主主義に対する支援」の2006年版は、北朝鮮の劣悪な人権状況を示す一例として、90年代初頭に、生物・化学兵器を用いた人体実験が行われていたとの脱北者の証言を引用している。

また、平成18年10月に米国のNGOである「北朝鮮の人権のための米国委員会」が発表した報告書も、「主要な人権上の懸念」として、食糧不足、政治犯の扱い及び外国人の拉致を取り上げ、それぞれの問題につき詳細な説明を行っている。

外 務 省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
電話 03-3580-3311 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
平成19年6月